

## 事業者任せの基準作りと安全確認

### 原発規制庁審議ウォッチグループ

6月12日に参議院議員会館で、「原子力規制を監視する市民の会」が主催する院内集會が行われた。原子力規制庁からの出席者は田口達也技術基盤課課長補佐、布田洋史管理官補佐(PWR・新型炉担当)、渡辺桂一管理官補佐(地震・津波安全対策担当)の3名であった。

原子力規制委員会・原子力規制庁、および政府・与党は、やみくもに原発再稼働を急いでいる。まず、規制委員会・規制庁は、本年2月に行われた新安全基準\*1骨子案に対するパブリックコメントと、4月から5月にかけて行われた新規制基準案に対するパブリックコメントの結果を、真つ当なやり方で市民にフィードバックしていない。次に、安倍首相や茂木幹彦大臣らは、それにもかかわらず、7月8日に新基準を施行し、直ちに原発再稼働に向けた審理を行うという\*2、政治日程だけを優先している。また、自民党も、「成長戦略(案)」として、原発再稼働を明記している\*3。今回の院内集會は、当然の説明責任を果たすことを求めるため開催されたものである。

本稿では、代表的な質疑の模様を紹介し、安倍首相が「原子力規制委員会において安全を確認された原発から順次再稼働させる」という発言の裏付けの実態について、この日の質疑でわかったことを報告する。

### 設計基準地震動

欧米の規制基準が、自然災害の「確率的安全評価」という時は、第一に、1万年または10万年に一度起きる災害を設計基準とする、ということが前提である。たとえば、地震については、震源のマグニチュードおよび原発サイトの震度などを過去にさかのぼって調査し、その上で上記の期間に起こりうる最大値を推定して「設計基準地震動」とする。しかるに、この度の規則の改訂においては、設計基準地震動は改訂されていない。しかも、現行の設計基準地震動は、2005年8月の宮城県沖地震(女川原発)から2011年3月の東日本

## 甲第 79 号証

### 甲第 全19 号証

大震災(女川・福島第一・東海第二)に至る5.5年間に起こった4回の地震(他の2回は、能登半島地震=志賀と中越沖地震=柏崎刈羽)によって、凌駕されている。当然、設計基準地震動を改訂して、その上で設備や建屋構造の強度計算を再確認することが、新しい規制基準の要件でなければならない。

この日の最初の質問は設計基準地震動をどのように改訂したのか、というものであった。これに対して、渡辺管理官補佐の回答は、「設計基準地震動および応答スペクトルは、事業者が設定し、規制庁はそれが安全上妥当かを審査する」というものであった。

規則の上で設計条件を変えないということは、1万年どころか、1.5年に1回起こっている地震をも下回る設計基準のまま審査するというのである。恐るべき怠慢と言わねばならない。

### 重要度分類

「安全機能の重要度分類に関する審査指針」の改訂もなされていない。福島第一の事故で、水位計など、炉心の冷却状態をモニターするための計器類がごとごとく機能喪失して状況判断ができなかったことが、事故進展予測を不能にし、対処に混乱を生じた最重要要素である。しかるに、これら計装機器は、現行の「重要度分類」では最下位の「クラス3」に位置づけられている。「重要度分類」について、福島事故の教訓を活かして規則を改訂するということは、この種の設計条件を改訂して、適切に設備の改善がなされているかを審査するものと期待していた。しかるに、これらの改訂は行われていない。

田口課長補佐の回答は、「事業者がそれらの対処を適切に行うように要求している。その上で、規制庁は、その対処が妥当かを審査する」というものであった。

ルールを決めないで、適当に裁量で判断する、と言っている。これでは、規則を作らないのと同じである。

また重大事故対策設備が「重要度分類」の対象

\*1-後に「規制基準」と名称が改められた。

\*2-当初7月18日の予定であったが6月19日の第11回原子力規制委員会において10日前倒しされた。

\*3-「朝日新聞」2013年5月31日付。

外にされようとしているのではないかと、この質問に対しては、新規基準の施行後に着手予定の「重要度分類」の見直し検討の中で、その扱い方も検討項目に入れる、との回答で、どう扱うのかの明言はなかった。

## 立地審査指針の廃止

従来は原発設置許可基準の中に「立地審査指針」が規定されていて、重大事故、仮想事故に対して周辺の公衆が受ける放射線量がめやす値を下回るように、敷地を広くとるための設計基準としていた。

しかしながら、今回は立地審査指針を採用せず、格納容器のフィルタベントなどの設備上の追加措置によって、放射性物質の総放出量を抑制する方針に改めた。しかも、その放出量はセシウム 137のみ(100 TBq)を記載するとしている。

「周辺公衆の被曝に対する規制を廃止するのは、安全基準の逆行ではないか」との質問に対し、田口課長補佐の回答は、「福島事故の結果、シビア・アクシデントで格納容器が破損した場合には離隔距離による規制は適当でないという認識に至った。それで、設備対策によって放射性物質の放出量を抑制することを求める規制にした」という説明であった。

別の言葉で言えば、現行の原発が建設されたときの立地審査指針における基準が福島事故によって破られたので、基準自体を廃止したということである。これは本末転倒であり被ばくの受容を迫るものである。福島事故によって、従来の重大事故、仮想事故の想定内容が過小であったことに誤りがあったと判明したのであって、立地審査指針自体には何の欠陥もない。今般の原子炉等規制法で重大事故は炉心の著しい損傷その他と定められたのであるから、それに対する立地評価をするのが正當なやり方である。立地審査指針に適合できない原発は、設置許可取り消し処分すべきなのである。

## 20年延長のための超音波探傷検査

旧原子力安全・保安院の時代に、高経年化技術評価に関する意見聴取会が行われていて、40年を超えて原発を運転することが、脆性遷移温度の上昇をはじめとするさまざまな危険性をはらんでいることが論証されていた。しかし、現在の原子力規制委員会は、原子炉圧力容器表面のクラックの有無を超音波探傷試験で全面検査すれば、安全性を十分に確認できるという見解である。しかも、BWRにあっては、循環ポンプの影になる部分など、局部的に試験装置を当てることのできない面がある。布田管理官補佐は、「そういう部分の検査は免除してくださいという立場です」と説明した。

そもそも、脆性遷移温度という基本的なパラメータの議論は1970年代に製造された材料の弱点など、本質的なリスク問題を棚上げして、現状の表面亀裂(破壊のきっかけ)という表面的な問題に還元してしまうことも問題であるが、できることはやるができないことは免除という、事業者の意に諾々として従うご都合主義には啞然とさせられる。

\* \*

以上に例示したことが、ほかの多数の項目にも共通して言える。列記すれば、

- (1) 原発設備の設計基準を改訂していない。
- (2) 福島事故の現象的な面に追従して、後付けで追加できるシビア・アクシデント用の設備追加を要求している。
- (3) 特別検査の免除や「5年猶予」など、事業者の都合に迎合している。

田口課長補佐は、「これだけやれば安全だ、という基準はない」ということを強調した。それが科学的態度であることはわれわれも同意する。そういうリスクを内包した設備を運転するについては、市民、とりわけ地元住民にそのリスクを詳細に説明して、その上で一定の補償条件を取り交わすという社会契約を結ぶのが民主社会の原則である。ところが、「立地審査指針」という、市民の安全に直結している基準を、「守れないから廃止する」という態度で削除してしまい、それに留まっている。

現状は、規制委員会・規制庁と事業者との間でお座なりの対策案提出と審査手続を交わしておいて、市民にはリスクを隠蔽しておく、という態度で再稼働を急いでいるとしか理解できない。